

# 第 3 号

昭和30年6月25日発行



富士市本市場297の1番地  
発行所 富士市役所  
発行人 富士市長  
印刷所 富士印刷所

## 人員異動について

富士市長 遠藤 脩 治

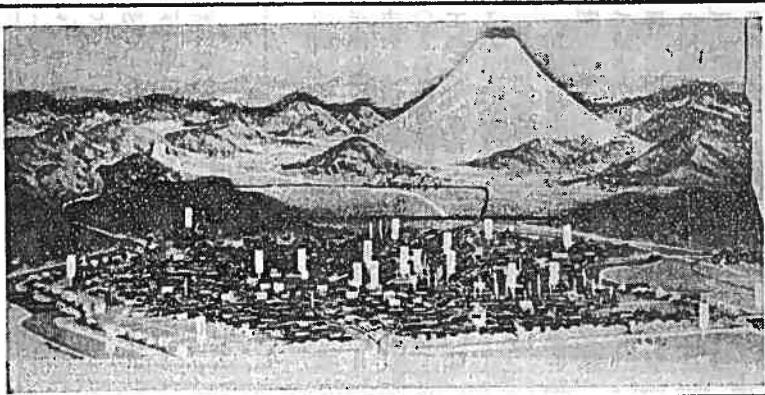
月日の経つのは早いもので、三ヶ月前合併して以来、一年三ヶ月になります。合併当初の人事につきましても、相当慎重に考え、部署を定めましたが、吏員一人一人の個性も把握できず、従つて、事務内容についても、適不適がはつきり掴めなかつた感もありましたので、合併後一ヶ年間、これを慎重に観察してきました。

最も少い人員と経費で、最大の能率を上げると、云う事は、誰しも考えることではありますが、事実これを行う事は、いろいろな隘路があり困難が伴います。第一に着手しなければならぬものは、各人の個性を活かして適材を適所に置くことであり、前にも述べ

### 駐留軍より被害を受けた場合の処置について

(総務課)

1 駐留軍とはアメリカ合衆国の軍人軍属及び軍に雇はれている日本人労働者等から被害を受けた場合はその被害の内容に応じ損害の補償請求が出来ます。2 手続はどうするか  
あなたが財産又は身体その他の損害を受けたときは最寄の調達局(横濱調達局)又は調達事務所では手続について一切の御相談に応じます。富士市



富士市制が布かれて、茲に一年有三月、新市建設の巨歩は日一日着々と進められて居る事は、誠に御同慶の至りに存じます。商工都市として、交通の要衝、岳南の景勝の地に位置する本市は、名峰富士山を背に、東に駿河湾から伊豆半島の山々を、西に富士川の彼方には三保の松原を一望の内に納め、内には日蓮上人の立正安国論脱離の地を以て世に知られた実相寺が、八百余年の歴史を秘めて居ります。又、万葉の歌人山部赤人が絶唱

「うしろでみれば ましろにぞ 富士の高嶺に 雪はふりける」と歌いあげた、東海の名勝「田子の浦」が倒さ富士の奇勝を抱えています。万葉の桜延々幾千本、四囲勝景の雁堤或は史跡「人柱の碑」、「北条氏政の首塚」、「鶴芝の碑」伝日朝が、日蓮上人の為溜水で米をといで与へられた井戸という乳白色を帯びる「米とぎの水」実相寺の奥、万野の里には、鳥羽の天狗が来て漁師と角力をつたという「天狗の松」等々を有し乍ら、行人徒らに富士の名を呼ぶのみで遊覧の為、歩を此の市に止むる者は殆んどありません。此の度関係者ら相計り、富士市観光協会の設立に努力し、発会も間近にあります。市としてはこれら名所旧跡を世に知らしむると共に、新しき観光施設の設置を計画して着々その準備が進められております。次に其の計画のあらましを記し市民

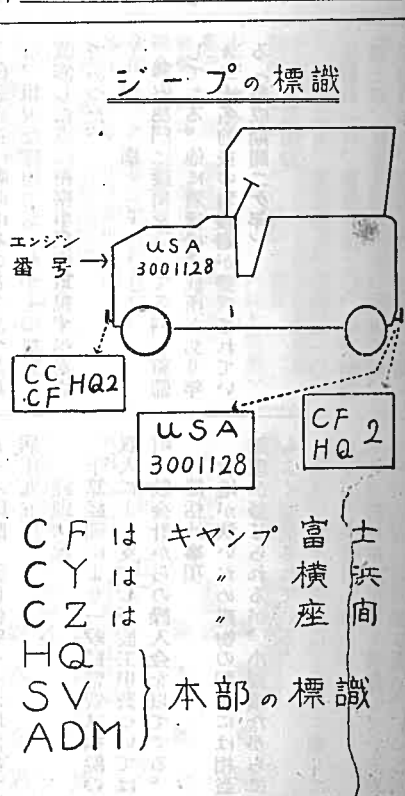
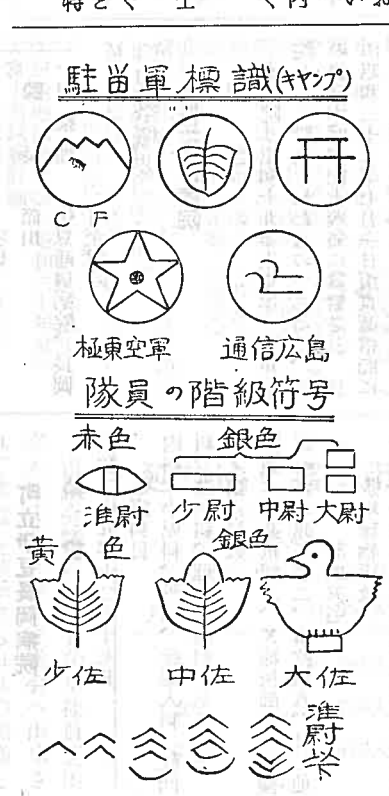
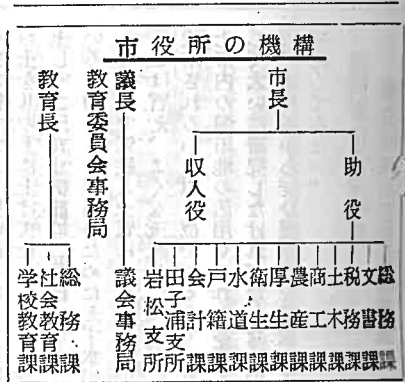
の皆様の絶大なる御協力を願う次第であります。

## 観光施策の構想 商工課

- (1) 米之宮公園
  - 採色豊かな「つつじ」香り高い「百合」夏ともなれば咲き競うサルビア、鶏頭、薬山には「アヒル」が遊び、ホロホロ鳥七面鳥、白色鳥骨鶏が子女の足を止め、遊歩の人士を慰めて居ります。川添いに柳の植樹又は藤棚の設置リス、モルモット、猿孔雀の飼育、児童遊具の増設或は苑地の拡張など考えられています。
- (2) 田子の浦入道川附近
  - 名勝「田子の浦」はあまねく人に知られ、名所「倒さ富士」を抱き近頃は訪れる人もありません。此の附近を今浄化し、ハイキングコースを作り又海濱プールの設置が目論まれて居ります。当市は南に広大な海浜に接し乍ら子女の自由に安心して遊べる海水浴場がありません。其処で「児童プール」を建設し松林の間には大規模に遊具を置き盛夏身延線からの海水浴客を誘致したい。
- (3) 富士山公園
  - 4 無料休憩舎四阿ベンチ、公衆便所を設置する
  - 5 案内板説明板を設置する
  - (4) 田子浦遊歩プール
    - 臨海地帯であるが沿岸地形が海水浴に不適当であるから特に海岸近くプールを設けてこの欠点を補はんとするものである
    - 1 面積を出来るだけ広くとり深さは漸次深くして最深部を九〇釐に止める
    - 2 形状は変形とし中に島を設ける
    - 3 一般児童用プールに併設して
- (4) 驛南の小公園
  - 社より雁堤間のハイキングコースを作り、桜等を植栽花鳥を設け遊園設備を施す。
  - 驛南の小公園計画として一ヶ所は是非欲しい候補地としては水戸島八幡社隣接地などがあげられる
- (5) 岩本山公園
  - 現況概要、本山塊は富士市唯一の丘陵地帯で富士川デルタの頂点を形成最高地点標高一九二米七、東海道線に近

引銀行のない方も日本銀行代理店でお支払が出来ますから予め御連絡下さい。5 申請書を出される期限  
申請書は被害がおきた時から一年以内に出さないと無効になりますから早く出して下さい。

長補佐にせねばとか、と云うようなことは考えて居ないと云うことではありません。従つて今回の異動にもこの点は充分織り込んで断行いたしました。



お願ひしたいと思ひます。四月申に行つたことが、適切であり下さ。若し原則として、金を取つて、御知なく市役所広報係へ御知らせ下さる事を、事ねて御願ひいたします。